

改訂版刊行にあたって

本書の初版は、みなし配当に係る税務上の取扱いを解説することを目的に令和2年4月1日に刊行した。

その後、令和2年度税制改正により受取配当等の益金不算入制度が改正され、令和4年4月1日以後開始する事業年度から施行されることになった。M&Aや組織再編の実務では、関連法人株式等に係る受取配当等の益金不算入の金額を試算することが少なくないところから、実務上の影響が大きいと思われる。

そして、最三小判令和2年3月24日が公表されたことに伴って、同年8月28日に所得税基本通達59-6が改正された。本通達の改正は、解釈の明確化を目的にしたものと言われているが、同年9月30日に公表された同通達の改正についての趣旨説明では、今までの実務慣行と異なることが記載されており、今後の実務に影響を与えると思われる。

さらに、その他資本剰余金とその他利益剰余金を同時に配当した場合の取扱いについて最一小判令和3年3月11日が公表された結果、令和4年度税制改正では、資本の払戻しに係る資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額及びみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等を、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする改正が行われた。

そのほか、令和4年度税制改正では、令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等のうち、完全子法人や関連法人等から受けるものについては、源泉所得税が課されないことになった。

その結果、当初の内容では、実務に十分に対応することができないことから、改訂版の刊行に至った。

本書が、組織再編・資本等取引に関与される実務家の方々のお役に立つことができれば幸いである。

本書は、令和4年4月1日時点で公表されている本法、施行令、施行規則及び取扱通達をもとに解釈できる範囲内での私見により編集したものである。

本書の出版に当たっては、(株)日本法令の竹渕学氏、田村和美氏に多大なるご協力をいただいた。ここで厚くお礼を申し上げたい。

令和4年4月

公認会計士 佐藤 信祐
税理士

はじめに

平成 13 年度税制改正でみなし配当の考え方が大きく変わり、平成 18 年の会社法の施行により、現在のみなし配当の制度の枠組みが固まった。その後、平成 22 年度税制改正におけるグループ法人税制の導入、平成 29 年度税制改正における組織再編税制の見直しにより、みなし配当の制度も見直されている。

みなし配当が発生する事象として、非適格合併、非適格分割型分割、非適格株式分配、資本の払戻し、解散による残余財産の分配、自己の株式又は出資の取得がそれぞれ規定されている。しかし、時価と異なる価額で取引した場合の取扱いは明確ではなく、実務における質問も少なくない。さらに、東京高判令和元年 5 月 29 日 (Westlaw. Japan 文献番号 2019WLJPCA05296003) では、その他資本剰余金とその他利益剰余金を同時に配当した場合の取扱いにつき、納税者が勝訴し、今後の実務にも影響を与えると考えられる。そのほか、ここ数年だけでも、東京高判平成 27 年 3 月 25 日 (TAINS コード Z266 – 12802)、大阪高判平成 28 年 1 月 12 日 (TAINS コード Z266 – 12779)、大阪高判平成 24 年 2 月 16 日 (TAINS コード Z262 – 11882) といった重要判決が公表されている。

そのような中で、(株)日本法令の竹渕学氏より、みなし配当の取扱いを包括的にまとめた書籍の出版についてのご相談を受け、本書の刊行に至った。

本書は、令和元年 12 月 20 日時点で公表されている本法、施行令、施行規則をもとに解釈できる範囲での私見によりまとめたものであり、令和 2 年度税制改正についても、令和元年 12 月に公表された与党税制改正大綱に記載されている範囲内で掲載した。本書が、組織再編・資本等取引に関与される実務家の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本書では、連結納税、国際税制、公益法人等の特殊な取扱いについては、これらに係る規定の適用を受けない方々に無用の混乱を招く可能性があるため、解説を省略していることをあらかじめご了承いただきたい。

本書の執筆に際して、森彩氏にご協力をいただいた。この場を借りて感謝したい。

最後になったが、本書を企画時から刊行まで担当していただいた(株)日本法令の竹渕学氏に感謝を申し上げる。

令和2年1月

公認会計士 佐藤 信祐
税理士

第1章 みなし配当

I 制度の概要	2
II 合 併	4
① 概 要	4
(1) 非適格合併に該当する場合／4	
(2) 適格合併に該当する場合／6	
② 純資産の部	8
(1) 非適格合併に該当する場合／8	
(2) 適格合併に該当する場合／10	
③ 株主課税	12
(1) 非適格合併に該当する場合／12	
(2) 適格合併に該当する場合／16	
④ 抱合せ株式の処理	18
III 分割型分割	20
① 概 要	20
② 純資産の部	22
(1) 非適格分割型分割に該当する場合／22	
(2) 適格分割型分割に該当する場合／25	
③ 株主課税	28
(1) 非適格分割型分割に該当する場合／28	
(2) 適格分割型分割に該当する場合／33	

④ 抱合せ株式の処理	36
IV 株式分配	39
① 概要	39
② 純資産の部	40
(1) 非適格株式分配に該当する場合／40	
(2) 適格株式分配に該当する場合／41	
③ 株主課税	42
(1) 非適格株式分配に該当する場合／42	
(2) 適格株式分配に該当する場合／45	
V 資本の払戻し	47
① 発行法人	47
(1) 資本金等の額の減少／47	
(2) 利益積立金額の減少／49	
② 株主	49
(1) みなし配当の金額／49	
(2) 株式譲渡損益の金額／50	
③ 事例の検討	56
(1) 事件の概要／56	
(2) 第一审（東京地判平成29年12月6日）／56	
(3) 控訴審（東京高判令和元年5月29日）／59	
(4) 最一小判（令和3年3月11日）／60	
(5) 評釈／62	
VI 解散による残余財産の分配	64
① 通常の場合	64
② 完全支配関係のある内国法人が解散による 残余財産の分配をした場合	65

VII	自己株式の取得	68
①	法人株主	68
②	個人株主	73
③	発行法人	74
④	種類株式	75
⑤	反対株主の株式買取請求	76
⑥	1株に満たない端数の処理	77
(1)	非適格合併／77	
(2)	適格合併／79	
(3)	三角合併（適格合併）／81	
(4)	非適格分割型分割／83	
(5)	適格分割型分割／84	
(6)	株式交換／87	
(7)	株式移転／88	
VIII	株式交換・移転と株主課税	89
①	現金交付型株式交換	89
②	株式交付型株式交換	90
③	株式移転	91

第2章 受取配当等の益金不算入

I	制度の概要	94
II	短期所有株式等	97
①	基本的な取扱い	97

② 適格合併の特例	97
③ 適格分割、適格現物出資及び適格現物分配の特例	100
④ 株式交換等・移転	103
III 自己株式取得予定株式等	104
IV 完全子法人株式等	106
① 概要	106
② 株式交換等	108
③ 株式移転	108
④ 合併	110
⑤ 分割、現物出資又は現物分配	110
V 関連法人株式等	111
① 概要	111
② 合併、分割、現物出資又は現物分配	112
③ 株式交換等又は株式移転	113
VI M&A とみなし配当	115
① M&A の手法	115
② 株式譲渡方式と事業譲渡方式の比較	119
③ 株式譲渡前に多額の配当を行う手法	122
(1) 株式譲渡方式と配当後株式譲渡方式との比較／	122
(2) 配当後株式譲渡方式と事業譲渡方式との比較／	124
VII 支配株主からの株式の買取りとみなし配当	127
VIII 少数株主からの株式の買取りとみなし配当	129

IX 特定関係子法人から受けた配当等の額に係る特例	130
① 基本的な取扱い	130
② 特定関係子法人	132
③ 特定支配日以後に増加した利益剰余金の特例	132
④ 適格合併、適格分割又は適格現物出資による特定支配日の引継ぎ	134
⑤ 合併又は分割型分割による調整計算	134
(1) 関係法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割を行った場合／	134
(2) 関係法人を分割承継法人とする分割型分割を行った場合／	135
⑥ 関係法人からの配当	136
⑦ 基準時事業年度後に対象配当等の額を受ける場合	137

第3章 所得税額控除

I 概 要	140
II 株式購入	142
III 株式交換等	146
IV 株式移転	147

V 合併	148
VI 分割型分割	149
VII 分社型分割・現物出資	150
VIII 現物分配	151
IX 株式分配	152

第4章 非時価取引と税務上の論点

I 相続税法基本通達の基本的な考え方	154
II 非時価取引を理解するための 4つの重要判決	158
① オウブンシャ・ホールディング事件 (最三小判平成18年1月24日)	158
(1) 第一审(東京地判平成13年11月9日) / 158	
(2) 控訴審(東京高判平成16年1月28日) / 160	
(3) 上告審(最三小判平成18年1月24日) / 161	
(4) 評釁 / 162	
② 相互タクシー事件 (福井地判平成13年1月17日)	163
(1) 裁判所の判断 / 163	

(2) 評 积／166	
③ 日本スリーエス事件	
(東京地判平成 12 年 11 月 30 日)	168
(1) 裁判所の判断／168	
(2) 評 积／171	
④ 日産事件	
(東京高判平成 26 年 6 月 12 日)	171
(1) 第一審(東京地判平成 24 年 11 月 28 日)／171	
(2) 本事件の特徴／173	
(3) 控訴審(東京高判平成 26 年 6 月 12 日)／174	
(4) 上告審(最一小決平成 27 年 9 月 24 日)／175	
(5) 評 积／175	
III 自己株式の取得	177
① 低額取得をした場合	177
(1) 有価証券を譲渡した株主／177	
(2) 既存株主／178	
(3) 発行法人／179	
② 高額取得をした場合	179
(1) 有価証券を譲渡した株主／179	
(2) 既存株主／182	
(3) 発行法人／182	
IV 非適格合併	183
① 被合併法人の課税関係	183
② 合併法人の課税関係	185
(1) 不平等な合併比率で合併を行った場合／185	
(2) 合併比率の算定基準日から合併の日までの間に 時価が増減した場合／187	

(3) 資産等超過差額／	188
③ 株主の課税関係	190
V 適格合併	192
① 被合併法人及び合併法人の課税関係	192
② 株主の課税関係	193
VI その他の組織再編	195
① 分割型分割	195
② 株式交換等・移転	196
③ 現物出資・分社型分割	197
(1) 非適格現物出資・非適格分社型分割／	197
(2) 適格現物出資・適格分社型分割／	201

第5章 非上場株式の時価

I 概要	204
II 相続税法上の時価	207
III 法人税法上の時価	209
IV 所得税法上の時価	213
V 一物二価の問題	214

① 基本的な考え方	214
② 一物二価について明らかにした裁判例	216
VI 自己株式の取得	219
VII 組織再編	221

第6章 その他のみなし配当をめぐる裁判例・裁決例

I 日本 IBM 事件	
(東京高判平成 27 年 3 月 25 日)	224
(1) 事件の概要	224
(2) 事実の概要	225
(3) 主たる争点	228
(4) 本事件の特徴	229
(5) 当事者の主張	230
(6) 第一審の判断	235
(7) 控訴審判決	238
II 相続税と所得税の二重課税	
(大阪高判平成 28 年 1 月 12 日)	242
① 大阪地判平成 27 年 4 月 14 日	242
(1) 事件の概要／242	
(2) 原告らの主張／242	
(3) 被告の主張／244	

(4) 裁判所の判断／245	
② 評 釈	247
III みなし配当に係る源泉徴収義務	
(大阪高判平成24年2月16日)	248
① 大阪地判平成23年3月17日	248
(1) 事件の概要／248	
(2) 原告の主張／248	
(3) 被告の主張／249	
(4) 裁判所の判断／250	
② 大阪高判平成24年2月16日	250
(1) 控訴人の主張／250	
(2) 被控訴人の主張／251	
(3) 裁判所の判断／252	
③ 評 釈	252
IV ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引	
(非公開裁決平成24年5月25日)	254
(1) 事件の概要	254
(2) 原処分庁の主張	255
(3) 請求人の主張	255
(4) 国税不服審判所の判断	256
■ 評 釈	257
V みなし配当の非課税所得該当性	
(東京高判平成22年6月23日)	259
① さいたま地判平成21年11月25日	259
(1) 事件の概要／259	
(2) 争点1における当事者の主張／260	

(3) 争点2における当事者の主張／	261
(4) 争点3における当事者の主張／	262
(5) 裁判所の判断／	264
② 評　　釈	265
 VI 事業協同組合員の死亡脱退の払戻請求権	
(東京高判平成20年11月27日)	266
(1) 事件の概要	266
(2) 原告の主張	267
(3) 被告の主張	267
(4) 裁判所の判断	268
■ 評　　釈	269

凡　例

法人税法	法法
法人税法施行令	法令
法人税法施行規則	法規
法人税基本通達	法基通
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
所得税法施行規則	所規
所得税基本通達	所基通
相続税法	相法
相続税法施行令	相令
相続税法施行規則	相規
相続税法基本通達	相基通
財産評価基本通達	財基通
租税特別措置法	措法
租税特別措置法関係通達	措通
地方税法	地法
地方税法施行令	地令

(例) 法人税法第4条の5第2項第5号 ➡ 法法4の5②五

本書の記述は、令和4年4月1日現在の法令等に依ります。

第1章

みなし配当

みなし配当とは、会社法上の配当ではないものの、実質的に配当と変わらないことから、租税法上、配当とみなす制度をいう。

みなし配当の制度は、法人税法及び所得税法に規定されているが、抱合せ株式を除いては、おおむね同様の制度となっている。

I 制度の概要

法人税法 24 条 1 項、所得税法 25 条 1 項では、みなし配当に該当するものとして、以下のものを掲げている。

- ① 合併（適格合併を除く）
- ② 分割型分割（適格分割型分割を除く）
- ③ 株式分配（適格株式分配を除く）
- ④ 資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る）のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの並びに出資等減少分配をいう）又は解散による残余財産の分配
- ⑤ 自己の株式又は出資の取得
- ⑥ 出資の消却（取得した出資について行うものを除く）、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること
- ⑦ 組織変更（当該組織変更に際して当該組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る）

そして、法人税法 24 条 2 項では、合併法人が抱合せ株式に対し当該合併による株式その他の資産の交付をしなかった場合であっても、合併法人が当該株式その他の資産の交付を受けたものとみなして、みなし配当の規定を適用することが定められている。これに対し、所得税法にはそのような規定がないことから、法人税法上、抱合せ株式に対してみなし配当が発生したとしても、源泉所得税の徴収は不要であると考えられる。

上記のうち、⑥は持分会社を想定したものであり、基本的な取扱

いは、株式会社における自己株式の取得と大きく変わらない。そして、⑦であるが、組織変更に際して当該組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付することはきわめて稀である。そのため、本書では、上記のうち①～⑥についてのみ解説を行うこととする。

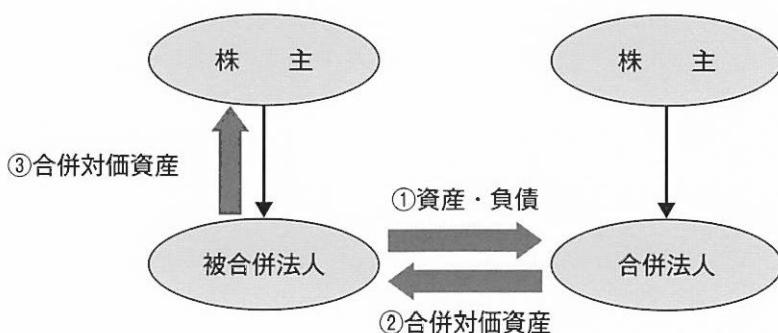
II 合併

1 概要

(1) 非適格合併に該当する場合

非適格合併を行った場合には、被合併法人の資産及び負債を合併の時の時価で譲渡し、対価として合併法人株式その他の資産（以下、本章において「合併対価資産」という）をその時の時価により取得し、直ちに、当該合併対価資産を被合併法人の株主に対して交付したものとして取り扱われる（法62①）。具体的には、図表1-1を参照されたい。

■図表1-1 非適格合併における取引図



このように、被合併法人は、合併法人に移転した資産及び負債の対価として、合併対価資産の交付を受けるため、原則として、移転した資産及び負債の価額と合併対価資産の価額は等価であると考えられる。そのため、被合併法人では、合併対価資産の価額が個別資産及び負債の時価純資産価額を超える部分の金額を、資産調整勘定（のれん）に係る譲渡利益として処理することになる（法法 62①）。

このため、移転を受けた合併法人においても、交付した合併対価資産の価額が移転を受けた個別資産及び負債の時価純資産価額を超える部分の金額を、原則として、資産調整勘定（のれん）として処理する必要がある（法法 62 の 8①）。

また、被合併法人の株主が交付を受けた合併対価資産は、被合併法人から分配を受けた資産であるため、交付を受けた合併対価資産の価額がそれに対応する資本金等の額を超える部分の金額が、税務上、みなし配当として取り扱われる（法法 24①一、所法 25①一）。そして、被合併法人の株主が合併法人株式又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付を受けた場合には、株式譲渡損益も認識する必要がある（法法 61 の 2①・②、措法 37 の 10①・③一）。

なお、親法人株式とは、「合併の直前に当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人の発行済株式の全部を保有する関係がある法人の株式（法令 119 の 7 の 2①、所規 23 の 2）」をいう。

【被合併法人】

(イ) 資産及び負債の譲渡

(借) 合併対価資産	× × ×	(貸) 資産	× × ×
負債	× × ×	譲渡利益	× × ×

(ロ) 合併対価資産の交付

(借) 資本金等の額	× × ×	(貸) 合併対価資産	× × ×
利益積立金額	× × ×	預り源泉税	× × ×

【合併法人】

(借) 資 産	× × ×	(貸) 負 債	× × ×
資産調整勘定	× × ×	資本金等の額	× × ×
		(合併法人株式以外) (の合併対価資産)	× × ×

【被合併法人の株主】

(イ) 合併法人株式又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がない場合

(借) 合併法人株式等	× × ×	(貸) 被合併法人株式	× × ×
未 収 源 泉 税	× × ×	み な し 配 当	× × ×

(ロ) 合併法人株式又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がある場合

(借) 金 銭 等	× × ×	(貸) 被合併法人株式	× × ×
未 収 源 泉 税	× × ×	み な し 配 当	× × ×
		株 式 讓 渡 損 益	× × ×

(2) 適格合併に該当する場合

これに対し、グループ内で合併を行う場合や、共同事業を行うために合併を行う場合には、被合併法人から合併法人に移転した資産に対する支配が継続していると考えられる（法法2十二の八）。そのため、税制適格要件を満たした合併（適格合併）を行った場合には、法人税法上、被合併法人の資産及び負債を合併法人に対して最後事業年度終了の時の帳簿価額で引き継いだものとして計算することになる（法法62の2①、法令123の3①）。その結果、被合併法人では合併に伴う譲渡損益が発生せず、合併法人では被合併法人の資産及び負債を最後事業年度終了の時の帳簿価額で引き継ぐことになる（法令123の3③）。

ここで留意が必要なのは、被合併法人と合併法人における課税所

得の計算上、帳簿価額で資産及び負債を引き継いだものとして計算すると規定しているだけであって、合併比率を簿価純資産価額で行うことまでは容認していないという点である。すなわち、被合併法人の株主にとって有利な合併比率により合併を行ったときは、合併法人の株主から被合併法人の株主に対して贈与があったと考えられることから、適格合併に該当したとしても、株主間課税の問題が生じることになる。

また、合併法人株式又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されていない場合には、被合併法人の株主による投資が継続していると認められるため、株式譲渡損益は認識されない（法法 61 の 2 ②、法令 119 ①五、措法 37 の 10 ③一、所令 112 ①）。さらに、適格合併に該当する場合には、被合併法人から合併法人に利益積立金額が引き継がれることから、被合併法人の株主でもみなし配当を認識しない（法法 24 ①一、所法 25 ①一）。

【被合併法人】

(イ) 資産及び負債の引継ぎ

(借) 合併法人株式	× × ×	(貸) 資	産	× × ×
利益積立金額	× × ×			
負 債	× × ×			

(ロ) 合併対価資産の交付

(借) 資本金等の額	× × ×	(貸) 合併法人株式	× × ×
------------	-------	------------	-------

【合併法人】

(借) 資	産	× × ×	(貸) 負	債	× × ×
			資本金等の額		× × ×
			利益積立金額		× × ×

【被合併法人の株主】

(イ) 合併法人株式又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がない場合

(借) 合併法人株式等 ××× (貸) 被合併法人株式 ×××

(ロ) 合併法人株式又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がある場合

(借) 金 錢 等 ××× (貸) 被合併法人株式 ×××

株式譲渡損益 ×××

② 純資産の部

(1) 非適格合併に該当する場合

非適格合併を行った場合には、被合併法人の資産及び負債を合併の時の時価で受け入れる。

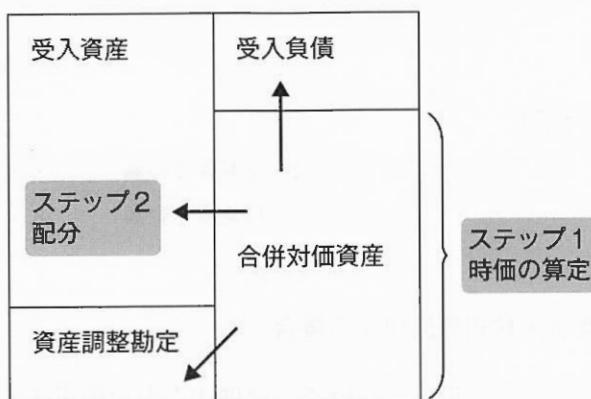
しかしながら、個別資産及び負債の積上計算により、法人税法の受入処理の考え方が整理されているわけではなく、被合併法人の株主に対して交付した合併対価資産の合併の時の時価から合併法人株式以外の合併対価資産の時価を減算した金額を「資本金等の額に加算すべき金額」として算定し、合併対価資産の時価を個別の資産及び負債の時価に「配分」し、配分残余の部分を「資産調整勘定(又は差額負債調整勘定)」に「配分」するという考え方になっている。これは、法人税法施行令8条1項5号に規定する資本金等の額に係る規定と、法人税法62条の8第1項、3項に規定する資産調整勘定及び差額負債調整勘定に係る規定から読み取ることができる。

【非適格合併の仕訳】

(借) 資	産	$\times \times \times$	(貸) 負	債	$\times \times \times$
			(合併法人株式以外) (の合併対価資産)		$\times \times \times$
資産調整勘定		$\times \times \times$	資本金等の額		$\times \times \times$

そして、受入純資産価額の計算では、資本金等の額に係る条文も、資産調整勘定に係る条文も、被合併法人の株主に対して交付した合併対価資産の合併の時の時価を基礎に算定するという点に特徴がある。

■図表1-2 合併における受入処理（イメージ図）



さらに、平成30年度税制改正では、対価の交付を省略したと認められる非適格合併を行った場合には、合併法人株式を交付したものとみなして資本金等の額の計算を行うことが明らかにされた（法第8①五）。

具体的には、被合併法人が合併法人に移転をした資産の価額（資産調整勘定の金額を含む）から合併法人に移転をした負債の価額（負債調整勘定の金額を含む）を控除した金額により、資本金等の額に加算すべき金額を計算することになる。

(2) 適格合併に該当する場合

① 合併法人株式を交付する場合

適格合併により、被合併法人の資産及び負債を引き継いだ場合には、被合併法人の資産及び負債を最後事業年度終了の時の帳簿価額で引き継ぐだけでなく（法法 62 の 2 ①、法令 123 の 3 ③）、被合併法人の適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時における資本金等の額及び利益積立金額も引き継ぐことになる（法令 8 ①五、9 ①二）。

【合併受入仕訳】

(借) 純 資 産	× × ×	(貸) 資本金等の額	× × ×
		利益積立金額	× × ×

② 合併親法人株式を交付する場合

適格合併を行った場合において、合併法人が合併親法人株式を交付したときは、当該合併親法人株式の適格合併の直前の帳簿価額に相当する金額を譲渡収入とみなすため、契約日に合併親法人株式を保有していたような特殊な場合を除き、原則として、合併親法人株式に係る譲渡損益を認識する必要はない（法法 61 の 2 ⑥）。

したがって、通常の適格合併の処理と同様に、被合併法人の資産及び負債を最後事業年度終了の時の帳簿価額で引き継ぎ（法法 62

著者略歴

佐藤 信祐（さとう・しんすけ）

公認会計士、税理士、博士（法学）

公認会計士・税理士 佐藤信祐事務所所長

平成11年 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入社

平成13年 公認会計士登録、勝島敏明税理士事務所（現デロイトトーマツ税理士法人）入所

平成17年 税理士登録、公認会計士・税理士佐藤信祐事務所開業

平成29年 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程修了（博士（法学））

改訂版

みなし配当の税務

令和2年4月1日 初版発行

令和4年6月20日 改訂初版



日本法令®

検印省略

〒101-0032
東京都千代田区岩本町1丁目2番19号
<https://www.horei.co.jp/>

著者 佐藤 信健
発行者 青岩 健春
編集者 岩倉 宝
印刷所 神谷 印
製本所 国宝
社 次光刷社

(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>
(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>
(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りください。お取替えいたします。

・**JCOPY**（出版者著作権管理機構 委託出版物）

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© S.Sato 2022. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72904-5